

那 霸 市 公 報

第 1 5 1 3 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

規 則

那覇市国民健康保険高額療養費特別支給金支給規則 (国保長寿医療課) …… 864

那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 (国保長寿医療課) 867

告 示

平成 20 年度決算に基づく健全化判断比率の公表について (財政課) …… 868

 平成 21 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算 (第 1 号)
 (市街地整備課) …… 869

仮庁舎駐車場管理業務委託について (管財課) …… 870

 平成 2 1 年 (2 0 0 9 年) 1 0 月那覇市議会臨時会の招集について
 (総務課) …… 871

那覇市条例制定請求代表者証明書の交付について (平和交流・男女参画室) 871

平成 21 年度那覇市一般会計補正予算(第 3 号) (財政課) …… 872

 平成 21 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号)
 (区画整理課) …… 877

 平成 21 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
 (国保長寿医療課) …… 878

平成 21 年度那覇市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号) (国保長寿医療課) 880

 平成 21 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
 (国保長寿医療課) …… 881

 平成 21 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
 (ちゃーがんじゅう課) …… 882

公 告

公共嘱託登記業務に関する制限付一般競争入札の実施について (道路建設課)	883
---	-----

上下水道局告示

平成21年度那覇市水道事業会計補正予算(第1号) (上下水道局企画経営課)	886
平成21年度那覇市下水道事業会計補正予算(第1号) (上下水道局企画経営課)	887
那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について (上下水道局給排水設備課)	887

選挙管理委員会告示

沖縄海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について	888
-----------------------------------	-----

正 誤

那覇市公報号外第1511号の正誤	888
------------------------	-----

規 則

那霸市規則第43号

平成21年10月 1 日

公 布 済

那霸市国民健康保険高額療養費特別支給金支給規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市国民健康保険高額療養費特別支給金支給規則

(目的)

第1条 この規則は、平成20年4月2日から同年12月31日まで(以下「特例対象期間」という。)の間の月の初日以外の日(以下「特例対象日」という。)に75歳に到達したことによる医療保険制度の移行があった者の属する世帯に対し、高額療養費特別支給金(以下「特別支給金」という。)を支給することにより、当該移行に伴う家計の負担増を解消することを目的とする。

(支給要件及び支給額)

第2条 特別支給金は、次の各号に掲げる者(以下「特例対象者」という。)が当該各号に該当するに至った日(以下「特例対象日」という。)に属していた世帯について、特例対象日の属する月に被保険者が受けた療養に係る一部負担金等の額について、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(平成20年政令第357号。以下「改正令」という。)第6条による改正前の国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「令」という。)の規定により算定した高額療養費の額及び他の公費負担の支給後の自己負担額が、改正令第6条による改正後の令の規定の例により算定した高額療養費の額及び他の公費負担を支給したとした場合の自己負担額を超える場合に、その超える額を特例対象者が特例対象日に属していた世帯の世帯主(世帯主であった者を含む。以下同じ。)に対し支給する。

- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)第52条第1号に該当し、特例対象期間の間の月の初日以外の日において高齢者医療確保法第50条の規定による被保険者(以下「後期高齢者医療の被保険者」という。)の資格を取得したことにより本市国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者
- (2) 改正令第6条による改正後の令第29条の2第4項第2号に規定する被用者保険被保険者が高齢者医療確保法第52条第1号に該当し後期高齢者医療の被保険者の資格を取得したことにより、特例対象期間の間の月の初日以外の日において本市国民健康保険の被保険者の資格を取得した当該被用者保険被保険者の被扶養者であった者

- (3) 国民健康保険組合の組合員が高齢者医療確保法第52条第1号に該当し後期高齢者医療の被保険者の資格を取得したことにより、特例対象期間の間の月の初日以外の日において本市国民健康保険の被保険者の資格を取得した者であつて当該組合員以外の組合員であったもの

(申請)

第3条 特別支給金の支給を受けようとする世帯主は、高額療養費特別支給金の支給に関する申請書(以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(申請受付開始日及び申請期限)

第4条 特別支給金に係る支給申請受付開始日は、平成21年10月1日とする。

- 2 支給申請期限は、平成22年1月29日とする。この場合において、同日以前の通信日付印のあるものについては、支給申請期限までに申請されたものとする。

(支給)

第5条 市長は、申請書の提出があつたときは、速やかに、審査の上支給の可否を決定し、特別支給金を支給するものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第6条 支給申請期限までに申請が行われなかった場合は、特別支給金の受領を辞退したものとする。

- 2 申請書に不備があるため、市長がその補正を求めたにもかかわらず、平成22年2月12日までに補正が行われなかったときは、当該申請は取り下げられたものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、特別支給金の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

- 1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この規則は、平成22年5月31日限り、その効力を失う。

那霸市規則第44号

平成21年10月 1 日

公 布 済

那霸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市国民健康保険条例施行規則(平成14年那覇市規則第57号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則	<p>付 則</p> <p>3 <u>平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産に係る出産育児一時金(産科医療補償制度を利用した場合の加算額を含む。以下この項において同じ。)の受給権を有する被保険者が病院、診療所又は助産所(以下「医療機関等」という。)との間に出産育児一時金の支給申請及び受取に係る代理契約を締結している場合は、第18条の規定により被保険者が提出又は提示することとしている申請書及び添付書類の全部又は一部は、医療機関等又は出産育児一時金の支払いに関して本市の委託を受けた沖縄県国民健康保険団体連合会が作成する書類をもって代えるものとする。</u></p>
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

告 示

那覇市告示第102号
平成21年9月30日
掲 示 済

平成20年度決算に基づく健全化判断比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成20年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成20年度決算に基づく健全化判断比率 (単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	-	-	15.1	176.1

(注)実質赤字比率、連結実質赤字比率の欄において「-」と表記されている場合、実質赤字額、連結実質赤字額がないことを表している。

(参考)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	-

(注)健全化判断比率が早期健全化基準に達した場合は、自主的かつ計画的に財政の健全化を図るべきと、財政再生基準に達した場合は、自主的な財政の健全化を図ることが困難とされている。

那覇市告示第103号
平成21年10月1日
掲 示 済

平成21年(2009年)9月那覇市議会定例会で議決された平成21年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算(第1号)の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 21 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 21 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 既定の地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		千円 880,386	千円 105,550	千円 985,936
	1 国庫補助金	880,386	105,550	985,936
2 繰入金		千円 156,003	千円 77,400	千円 78,603
	1 一般会計繰入金	156,003	77,400	78,603
5 市債		千円 236,200	千円 77,400	千円 313,600
	1 市債	236,200	77,400	313,600
歳入合計		1,272,601	105,550	1,378,151

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 都市再開発事業費		千円 1,249,497	千円 105,550	千円 1,355,047
	1 都市再開発事業費	1,249,497	105,550	1,355,047
歳 出 合 計		1,272,601	105,550	1,378,151

第 2 表 地方債補正

変 更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 都市再開発事業	千円 236,200	普通貸借又は証券発行(登録公債)	年 8 % 以内(ただし、利率見直し方式で借り	償 還 期 間 は、据置期間を含め 3 0 年以内とす	千円 313,600	補正前に同じ		

			入れる政府 資金及び公 営企業金融 公庫資金に ついて、利 率の見直し を行った後 において は、当該見 直し後の利 率)	る。 償 還 方 法 は、元利均 等、元金均等 等による。 ただし、財 政の都合に より、据置期 間中であつ ても繰上償 還し、償還年 限を変更し、 又は借り換 えることが できる。		
計	236,200				313,600	

那覇市告示第105号

平成21年10月5日

掲 示 済

仮庁舎駐車場管理業務委託について

みだしのことについて、地方自治法施行令第158条第2項及び那覇市会計規則第34条第2項により告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | | |
|---|--------|--------------------------|
| 1 | 業務の名称 | 仮庁舎駐車場管理業務委託 |
| 2 | 受託者の住所 | 那覇市首里末吉町4丁目6番地6 |
| 3 | 受託者の名称 | 社団法人那覇市シルバー人材センター |
| 4 | 委託期間 | 平成21年9月26日から平成22年3月31日まで |

那覇市告示第106号

平成21年10月8日

掲 示 済

平成21年(2009年)10月那覇市議会臨時会の招集について

平成21年(2009年)10月那覇市議会臨時会を次のように招集する

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招集の日 平成21年10月16日(金)
- 2 招集の場所 那覇市議会議場
- 3 付議事件名
 - (1) 工事請負契約について(那覇市資源化推進センター建設工事)
 - (2) 専決処分の報告について(工事請負金額の変更)

那覇市告示第108号

平成21年10月9日

掲 示 済

那覇市条例制定請求代表者証明書の交付について

下記の者に、那覇市条例制定請求代表者証明書を交付したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第91条第2項の規定により告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

交付年月日	住 所	氏 名
平成21年10月9日	長田2丁目32-6	池間 美代子
	泉崎1-16-3	石川 美代子
	首里大名町1-165	石原 昌家
	首里石嶺町1-159番地20	狩俣 信子
	泊1-28-3 サントピア泊501	具志堅 隆松
	泊3丁目17番地4 ライトマンション201	西岡 信之

那覇市告示第 1 1 1 号

平成 2 1 年 1 0 月 1 5 日

平成 21 年(2009 年) 9 月那覇市議会定例会で議決された平成 21 年度那覇市一般会計補正予算(第 3 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 21 年度那覇市一般会計補正予算(第 3 号)

平成 21 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 3 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,997,105 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 117,402,985 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 既定の地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2 地方譲与税		749,981	45	750,026
	5 地方揮発油譲与税	0	45	45
12 分担金及び負担金		2,187,347	1,423	2,188,770
	2 負担金	2,187,346	1,423	2,188,769
13 使用料及び手数料		2,715,415	1,172	2,716,587
	1 使用料	2,108,431	1,172	2,109,603
14 国庫支出金		27,178,845	1,461,232	28,640,077
	1 国庫負担金	16,920,873	100	16,920,773
	2 国庫補助金	10,145,838	1,461,332	11,607,170
15 県支出金		6,257,660	357,392	6,615,052
	1 県負担金	4,701,650	4,900	4,706,550
	2 県補助金	1,047,113	352,566	1,399,679

	3 委託金	508,897	74	508,823
16 財産収入		879,119	12,583	866,536
	1 財産運用収入	310,307	12,583	297,724
18 繰入金		5,589,671	82,602	5,507,069
	1 特別会計繰入金	12,025	105,806	117,831
	2 基金繰入金	5,577,645	188,408	5,389,237
19 繰越金		404,979	862,378	1,267,357
	1 繰越金	404,979	862,378	1,267,357
20 諸収入		3,703,538	24,648	3,728,186
	3 貸付金元利収入	2,553,067	6,475	2,546,592
	4 受託事業収入	129,352	12,292	141,644
	5 雑入	932,471	18,831	951,302
21 市債		11,075,200	384,000	11,459,200
	1 市債	11,075,200	384,000	11,459,200
歳 入 合 計		114,405,880	2,997,105	117,402,985

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		722,628	3,731	726,359
	1 議会費	722,628	3,731	726,359
2 総務費		14,736,697	1,084,142	15,820,839
	1 総務管理費	12,344,974	1,076,142	13,421,116
	2 徴税费	1,152,603	8,000	1,160,603
3 民生費		44,285,445	512,236	44,797,681
	1 社会福祉費	15,183,865	96,542	15,280,407
	2 児童福祉費	14,336,120	415,694	14,751,814
4 衛生費		8,030,824	326,347	8,357,171
	1 保健衛生費	3,344,789	326,347	3,671,136
5 労働費		48,309	1,875	50,184
	1 労働諸費	48,309	1,875	50,184
6 農林水産業費		109,053	2,495	111,548
	1 農業費	41,565	2,251	43,816
	3 水産業費	67,368	244	67,612
7 商工費		881,570	107,296	988,866
	1 商工費	881,570	107,296	988,866
8 土木費		16,177,081	109,159	16,286,240
	1 土木管理費	306,212	2,259	308,471
	2 道路橋りょう費	1,183,595	3,065	1,186,660
	3 河川水路費	191,167	2,936	194,103
	5 都市計画費	7,895,610	7,081	7,902,691
	6 住宅費	5,904,126	93,818	5,997,944
9 消防費		2,526,034	50,459	2,576,493
	1 消防費	2,526,034	50,459	2,576,493

10 教育費		14,143,002	791,895	14,934,897
	1 教育総務費	1,784,673	587,207	2,371,880
	2 小学校費	2,847,342	128,732	2,976,074
	3 中学校費	1,678,080	17,000	1,695,080
	4 幼稚園費	1,365,961	49,153	1,415,114
	5 社会教育費	1,724,008	19,918	1,743,926
	6 保健体育費	4,742,938	10,115	4,753,053
12 公債費		12,619,737	0	12,619,737
	1 公債費	12,619,737	0	12,619,737
14 予備費		70,000	7,470	77,470
	1 予備費	70,000	7,470	77,470
歳 出 合 計		114,405,880	2,997,105	117,402,985

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
滞納管理システム賃借料(情報政策課)	平成21年度から 平成27年度まで	41,835
新都心保育所(仮称)新築事業(こども政策課)	平成21年度から 平成23年度まで	29,112
新都心第二幼稚園(仮称)新築事業(こども政策課)	平成21年度から 平成23年度まで	44,326
体育施設管理運営事業(奥武山)(市民スポーツ課)	平成21年度から 平成24年度まで	303,429
(仮称)新都心第2小学校新築事業(設計・管理)業務委託(施設管理課)	平成21年度から 平成23年度まで	133,144
公民館利用券自動販売機(7館分)リース料(中央公民館)	平成22年度から 平成26年度まで	23,991
(仮称)新都心第2小学校共同調理場新築事業(学校給食室)	平成21年度から 平成23年度まで	17,891
宿舍賃借料(消防本部総務課)	平成22年度	569

第3表 地方債補正

1 追 加 (単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
11庁舎建設事業	616,600	普通貸借又は証券発行(登録公債)	年8%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

2 変 更 (単位：千円)

起債の目的	補 正 前		補 正 後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
		利 率	利 率	償還の方法

1 公共用地取得事業	1,764,600	普通貸借又は証券発行(登録公債)	年8%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公営企業等金融機構資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。	1,167,900	補正前に同じ	補正前に同じ	年8%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	補正前に同じ
2 社会福祉施設整備事業	45,400	借又は証券発行(登録公債)	年8%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公営企業等金融機構資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ	年8%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	補正前に同じ
3 一般廃棄物処理事業	303,800	借又は証券発行(登録公債)	年8%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公営企業等金融機構資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ	年8%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	補正前に同じ
4 病院事業貸付金	290,000	借又は証券発行(登録公債)	年8%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公営企業等金融機構資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	償還方法は、元利均等、元金均等による。	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ	年8%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	補正前に同じ
5 道路整備事業	158,500	録公債)	年8%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公営企業等金融機構資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	ただし、財政の都合により、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	194,200	194,200	194,200	年8%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	補正前に同じ
6 都市計画事業	1,028,700	録公債)	年8%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公営企業等金融機構資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	ただし、財政の都合により、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	1,264,500	1,264,500	1,264,500	年8%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	補正前に同じ
7 都市公園整備事業	927,000	録公債)	年8%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公営企業等金融機構資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	ただし、財政の都合により、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ	年8%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	補正前に同じ
8 市営住宅建設事業	1,256,800	録公債)	年8%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公営企業等金融機構資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	ただし、財政の都合により、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	1,315,400	1,315,400	1,315,400	年8%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	補正前に同じ
9 教育施設整備事業	1,833,600	録公債)	年8%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公営企業等金融機構資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	ただし、財政の都合により、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	1,867,600	1,867,600	1,867,600	年8%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	補正前に同じ
10 臨時財政対策債	3,466,800	録公債)	年8%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公営企業等金融機構資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	ただし、財政の都合により、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ	年8%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	補正前に同じ

那覇市告示第 1 1 2 号

平成 2 1 年 1 0 月 1 5 日

平成 21 年 (2009 年) 9 月那覇市議会定例会で議決された平成 21 年度那覇市土地
区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 21 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 21 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定
めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 178,743 千円を追加し、歳
入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,252,812 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		千円 335,000	千円 98,800	千円 433,800
	1 真嘉比古島第二国庫補 助金	335,000	98,800	433,800
4 繰入金		1,324,893	59,600	1,384,493
	2 真嘉比古島第二繰入金	1,322,705	59,600	1,382,305
5 繰越金		9	20,343	20,352
	1 総務管理繰越金	1	412	413
	2 真嘉比古島第一地区繰 越金	2	8,855	8,857
	3 壺川繰越金	1	1,796	1,797
	5 小禄南繰越金	2	531	533
	6 真嘉比古島第二繰越金	2	8,749	8,751
歳 入 合 計		2,074,069	178,743	2,252,812

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整 理総務費		千円 1,379	千円 412	千円 1,791
	1 総務管理費	1,379	412	1,791

2 土地区画整 理事業費		2,066,366	175,294	2,241,660
	1 真嘉比古島第一地区 土地区画整理費	1	8,043	8,044
	4 真嘉比古島第二土地 区画整理費	2,065,699	167,111	2,232,810
	5 小祿南土地区画整理 費	121	140	261
3 清算費		5,965	1	5,966
	4 壺川清算費	3,295	1	3,296
4 基金積立金		179	3,036	3,215
	1 壺川基金積立金	10	1,795	1,805
	2 小祿南基金積立金	32	391	423
	4 真嘉比古島第一地区 基金積立金	1	812	813
	5 真嘉比古島第二基金 積立金	135	38	173
歳 出 合 計		2,074,069	178,743	2,252,812

那覇市告示第 1 1 3 号

平成 2 1 年 1 0 月 1 5 日

平成 2 1 年 (2 0 0 9 年) 9 月那覇市議会定例会で議決された平成 2 1 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 2 1 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

平成 2 1 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,116,290 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 39,719,427 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		千円 9,406,786	千円 227,953	千円 9,178,833
	1 国民健康保険税	9,406,786	227,953	9,178,833
3 国庫支出金		13,891,043	12,304	13,903,347
	1 国庫負担金	8,886,343	33,797	8,852,546
	2 国庫補助金	5,004,700	46,101	5,050,801
4 療養給付費等交付金		1,035,286	84,800	1,120,086
	1 療養交付費等交付金	1,035,286	84,800	1,120,086
5 前期高齢者交付金		3,530,964	7,269	3,523,695
	1 前期高齢者交付金	3,530,964	7,269	3,523,695
6 県支出金		1,805,190	57,495	1,862,685
	2 県負担金	254,319	57,495	311,814
7 共同事業交付金		5,248,008	1,196,913	6,444,921
	1 共同事業交付金	5,248,008	1,196,913	6,444,921
歳 入 合 計		38,603,137	1,116,290	39,719,427

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 711,220	千円 7,674	千円 718,894
	5 医療費適正化特別対策事業費	35,610	7,674	43,284
2 保険給付費		24,010,666	0	24,010,666
	1 療養諸費	20,724,943	0	20,724,943
3 後期高齢者支援金等		4,696,969	7,817	4,704,786
	3 後期高齢者支援金等	4,696,969	7,817	4,704,786
4 前期高齢者納付金等		15,006	1,627	13,379
	1 前期高齢者納付金等	15,006	1,627	13,379
5 老人保健拠出金		286,816	10,583	276,233
	1 老人保健拠出金	286,816	10,583	276,233
6 介護納付金		1,773,911	5,583	1,768,328
	1 介護納付金	1,773,911	5,583	1,768,328

7 共同事業拠出金		5,249,366	1,196,913	6,446,279
	1 共同事業拠出金	5,249,366	1,196,913	6,446,279
10 諸支出金		31,352	89,825	121,177
	1 償還金及び還付加算金	31,351	89,825	121,176
11 繰上充用金		1,550,000	168,146	1,381,854
	1 繰上充用金	1,550,000	168,146	1,381,854
歳 出 合 計		38,603,137	1,116,290	39,719,427

那覇市告示第114号

平成21年10月15日

平成21年(2009年)9月那覇市議会定例会で議決された平成21年度那覇市老人保健特別会計補正予算(第2号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成21年度那覇市老人保健特別会計補正予算(第2号)

平成21年度那覇市の老人保健特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42千円を追加し、歳入歳出それぞれ429,212千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 支払基金交付金		千円	千円	千円
		12,795	373	13,168
	1 支払基金交付金	12,795	373	13,168
5 国庫支出金		92,370	331	92,039
	1 国庫負担金	92,370	331	92,039
歳 入 合 計		429,170	42	429,212

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 諸支出金		千円 54,137	千円 166	千円 54,303
	1 償還金	8,744	83	8,827
	2 繰出金	45,393	83	45,476
3 繰上充用金		50,313	124	50,189
	1 繰上充用金	50,313	124	50,189
歳 出 合 計		429,170	42	429,212

那覇市告示第115号

平成21年10月15日

平成21年(2009年)9月那覇市議会定例会で議決された平成21年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成21年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

平成21年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ115,646千円を追加し、歳入歳出それぞれ2,421,679千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,785,820	千円 87,172	千円 1,872,992
	1 後期高齢者医療保険料	1,785,820	87,172	1,872,992
3 繰入金		517,404	2,356	519,760
	1 一般会計繰入金	517,404	2,356	519,760
4 繰越金		1	23,441	23,442
	1 繰越金	1	23,441	23,442

5 諸収入		2,607	2,677	5,284
	4 雑入	55	2,677	2,732
歳 入 合 計		2,306,033	115,646	2,421,679

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 24,862	千円 5,033	千円 29,895
	1 総務管理費	14,111	438	14,549
	2 徴収費	10,751	4,595	15,346
2 後期高齢者広域連合納付金		2,279,120	102,194	2,381,384
	2 後期高齢者広域連合納付金	2,724,943	102,194	2,381,384
3 諸支出金		2,051	8,419	10,470
	1 償還金及び還付加算金	2,050	6,230	8,280
	2 繰出金	1	2,189	2,190
歳 出 合 計		2,306,033	115,646	2,421,679

那覇市告示第116号

平成21年10月15日

平成21年(2009年)9月那覇市議会定例会で議決された平成21年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成21年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

平成21年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ240,275千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,027,356千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 3,653,167	千円 2,935	千円 3,656,102
	2 国庫補助金	997,100	2,935	1,000,035
5 県支出金		2,198,251	1,467	2,199,718
	3 県補助金	73,418	1,467	74,885
7 繰入金		2,416,114	3,164	2,419,278
	1 他会計繰入金	2,416,113	3,164	2,419,277
8 繰越金		1	232,709	232,710
	1 繰越金	1	232,709	232,710
歳 入 合 計		15,787,081	240,275	16,027,356

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
4 基金積立金		千円 1	千円 144,700	千円 144,701
	1 基金積立金	1	144,700	144,701
5 地域支援 事業費		566,126	927	567,053
	1 介護予防事 業費	188,770	927	189,697
6 諸支出金		4,052	94,648	98,700
	1 償還金及び 還付加算金	4,051	53,813	57,864
	2 繰出金	1	40,835	40,836
歳 出 合 計		15,787,081	240,275	16,027,356

公 告

那覇市公告第111号

平成21年10月15日

公共嘱託登記業務に関する制限付一般競争入札の実施について

登記事務業務の委託について、次のとおり制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び那覇市契約規則(昭和46年那覇市契約規則。以下「契約規則」という。)第13条第1項の規定により公告する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 平成21年度 公共事業に係る用地調査測量及び土地の表示に関する登記申請業務委託
- (2) 業務の仕様等 仕様書及び入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約の翌日から平成22年3月31日まで
- (4) 履行場所 那覇市役所管内及び南風原町新川地内
- (5) 予定価格 7,010,000円(消費税抜き)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のアからウまでに掲げるいずれかの条件を満たす者であること。
- ア 土地家屋調査士にあっては、沖縄県土地家屋調査士会の会員であり、5人以上が連帯して請け負い、その代表者が応札すること。
- イ 土地家屋調査士法人にあっては、沖縄県土地家屋調査士会の会員であり、土地家屋調査士が5人以上在籍する土地家屋調査士法人であること。
- ウ 社団法人沖縄県公共嘱託登記土地家屋調査士協会であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、那覇市建設管理部道路建設課(新都心銘苅庁舎3階 住所 那覇市銘苅2丁目3番1号)備え付けの一般競争入札参加確認申請書を受け取り、2に掲げる事項について、証明できる書類を添付して、次に定めるところにより提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、提出期間内に当該申請を行わなかったときには、当該資格が与えられない場合がある。

- (1) 提出期間 平成21年10月15日(木)から平成21年10月28日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- (2) 提出場所 沖縄県那覇市銘苅2丁目3番1号
那覇市建設管理部 道路建設課(新都心銘苅庁舎3F)
電話番号 098-951-3221
(担当 井上、仲村)
- (3) 提出方法 持参による。

4 契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

3-(2)に同じ。

5 入札執行及び開札の日時、場所等

- (1) 入札及び開札の日時 平成21年11月20日(金)午後2時
- (2) 入札及び開札の場所 那覇市新都心銘苅庁舎3階会議室
(那覇市銘苅2丁目3番1号)
- (3) その他 郵便による入札は、不可とする。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。ただし、落札者が正当な理由無く契約を締結しない場合はその落札は効力を失い、損害賠償金として、見積もった契約金額の100分の5以上を那覇市に納付しなければならない。
- (2) 契約保証金 免除する。

7 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、那覇市道路建設課から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

9 その他

- (1) 入札方法 入札参加者は、各項目の予定数量に応じた単価を各々算出し、その合計額を契約希望金額とすること。落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。入札の際は、封筒に入札書と業務数量表(特記仕様書の別紙2)を同封すること。
- (2) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第19号
平成21年9月29日
掲 示 済

平成21年(2009年)9月那覇市議会定例会で議決された平成21年度那覇市水道事業会計補正予算(第1号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 2 1 年度那覇市水道事業会計補正予算 (第 1 号)

(総則)

第 1 条 平成 21 年度那覇市水道事業会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成 21 年度那覇市水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第 1 款 水道事業費用	7,997,383 千円	8,968 千円	8,006,351 千円
第 1 項 営業費用	7,651,498 千円	8,968 千円	7,660,466 千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,118,217 千円」を「1,122,611 千円」に、過年度分損益勘定留保資金「1,068,740 千円」を「1,073,134 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第 1 款 資本的支出	1,493,138 千円	4,394 千円	1,497,532 千円
第 1 項 建設改良費	1,166,633 千円	4,394 千円	1,171,027 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 7 条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,260,191 千円	11,525 千円	1,271,716 千円

那覇市上下水道局告示第 2 0 号

平成 2 1 年 9 月 2 9 日

掲 示 済

平成 2 1 年 (2 0 0 9 年) 9 月那覇市議会定例会で議決された平成 2 1 年度那覇市下水道事業会計補正予算 (第 1 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 2 1 年度那覇市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)

(総則)

第 1 条 平成 21 年度那覇市下水道事業会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成 21 年度那覇市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第 1 款 下水道事業費用	3,949,779 千円	2,565 千円	3,952,344 千円
第 1 項 営業費用	3,289,017 千円	2,565 千円	3,291,582 千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「679,039 千円」を「669,612 千円」に、「、過年度分損益勘定留保資金 659,751 千円及び当年度損益勘定留保資金 540 千円」を「及び過年度分損益勘定留保資金 650,864 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第 1 款 資本的支出	2,363,408 千円	9,427 千円	2,353,981 千円
第 1 項 建設改良費	1,176,869 千円	9,427 千円	1,167,442 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	346,955 千円	8,644 千円	338,311 千円

那覇市上下水道局告示第 2 1 号

平成 2 1 年 1 0 月 1 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松 本 親

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事業者	事業所の所在地	代表者	指定年月日
378	下地設備	南風原町字兼城 306-15	下地 重信	平成21年 8月17日
380	金秀工業	北中城村字和仁屋 261 番地 9	金城 秀信	平成21年 9月3日

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第42号

平成21年10月15日

沖縄海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条の規定により、平成21年10月20日から平成21年11月3日までに縦覧に供する選挙人名簿の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

縦覧の場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
 那覇市選挙管理委員会事務局

正 誤

那覇市公報号外第1511号の正誤

2009(平成21年)年9月15日付け那覇市公報第1511号の那覇市消防吏員ワッペン規程について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
661	下から4行目	平成21年9月1日	平成21年9月15日
664	下から7行目	平成21年9月1日	平成21年9月15日